

登録規則

登録規則

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 23 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 8 日／6 月 11 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2020 年 6 月 30 日 規則 第 23 号
登録規則の一部を改正する規則

「登録規則」の一部を次のように改正する。

3 章 設備登録

3.2 設備登録の維持

-1.を次のように改める。

-1. 登録を受けた設備は、設備登録を維持するために、設備規則に基づき、検査員による定期的検査及び臨時検査設備登録を維持するための検査を受けなければならない。

附 則

1. この規則は、2020 年 6 月 30 日から施行する。